

委員	質疑又は意見	事務局	回答
山下委員 代理	<p>（短期経理の拠出金について）</p> <p>短期経理の本部への送金が、前期高齢者納付金や後期高齢者支援金等の拠出に充てられるということだが、この拠出のルールを伺いたい。</p> <p>剰余金は各支部によって違いがあると思うが、この差と各支部の拠出額の関連はあるのか。</p>	都 築 (総務担当)	<p>拠出金については、前期高齢者納付金や後期高齢者支援金のほか全部で 5 種類ある。これらを合計すると、平成 21 年度の全国の決算ベースで約 2,194 億円（支出全体の約 42%）の拠出が行われている。退職者給付拠出金は、退職によって被用者保険から国民健康保険に移動した方の医療給付の負担を、前期高齢者納付金は 65 歳以上 75 歳未満の方の医療費を支える拠出金、75 歳以上の方については後期高齢者支援金というように分けられている。退職者給付拠出金及び後期高齢者支援金については、各保険者の標準報酬が拠出金算定の基礎となっており、加入者の報酬が高い保険者の拠出金が多くなる。前期高齢者納付金については、該当年齢の組合員・被扶養者の人数の加入率が低い保険者の拠出金が多くなる仕組みになっている。</p> <p>拠出額については、全支部の集計値により算定されて本部が拠出するものであるため、支部間に差は生じない。</p>
鈴木委員	<p>（保健事業の検討について）</p> <p>保健事業については、支部に検討委員会が設置されて本年 10 月頃に報告が行われるということだが、その後にこの審議会に結果が示され、それに基づいた事務局の事業計画が提案されて次年度の事業に反映するという道筋でよろしいか。</p> <p>健康増進宿泊施設利用券について、執行率が上がらない状況については承知しているが、決算額の約 3,200 万円というのは逆にいえばそれだけの需要があるということでもあることから、この事業の見直しについては慎重な御検討をいただきたい。一気に廃止ということが提案されることも心配である。検討委員会の報告後に、この審議会でも検討する時間も設けていただきたい。</p>	事務局長	<p>検討委員会には 10 月までに一つの案を出していただき、この審議会にお諮りする方向で考えている。</p> <p>利用券については、検討委員会でも予算的に無理な組み立てとなっている（100%執行されると予算超過になってしまう）ことについては御理解いただいております、こうした仕組みは変えた方がいいという御意見がある。また、事業内容が世間一般の理解が得られるかということも難しい問題である。仕組みを変えたとすれば予算枠の設定が必要になると考えているが、例えば申請という方法も踏まえて検討したらどうかという御意見もある。</p> <p>実施時期も含めて検討させていただき、次の審議会でお示ししたい。</p>
寺田会長	事務局は、次の審議会でも十分議論できるよう配慮願います。		

委員	質疑又は意見	事務局	回答
木藤委員	<p>(非常勤講師の教職員住宅への入居について)</p> <p>非常勤講師の方も教職員住宅に入居できることになり、ありがたいが、正規職員の入居が少なくなった影響などがあるのか、こうした運用となった背景について伺いたい。</p> <p>住宅の新築が行われていないが、昭和 61 年度以前の建物には耐震性の問題もあると思うが、改築して使用していくのか、場合によっては解体する場合もあるのか。また、非常勤職員も入居できる状況ということは、これから減らしていく方向性があるのか、需要の状況も含めてお示しいただきたい。</p>	事務局長	<p>県の教職員住宅については、住宅の空き状況等の条件はあるが、時間講師も含めて非常勤講師の入居は可能なはずである。資料が手元にないので、基準変更の状況も確認の上、後日回答する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【追加回答】</p> <p>内規により教職員住宅を貸与できる職員の範囲を定めていたものの、住宅管理所属に十分周知されていなかったため、一部の住宅に適切でない入居実態があったことから、平成 19 年 3 月 16 日付け教福第 441 号教育長通知により、貸与できる職員の範囲を明確にした。</p> <p>職員の範囲として、非常勤職員にあっては主として県からの報酬により生計を維持している職員に限ること、また、臨時職員及び非常勤職員については、入居者選定基準に空き室の状況を勘案することとなっている。</p> </div> <p>耐震診断については 100% 済んでいる。現在の入居率は 74% である。民間の住宅が充実しているので古い住宅への入居希望者は少ないというのが実態である。今後の方向性については、入居率の低いものについては、小規模かつ老朽化した住宅から解体していく計画である。</p>
木藤委員	<p>(精神疾患に係る休職・休暇の状況について)</p> <p>小中学校の職員の精神疾患が多いという話があったが、休職や特別休暇のデータがあれば提供いただきたい。</p>	事務局長	<p>参考資料を参照願いたい。</p> <p>健康診断結果については、平成 22 年度は各年代とも「要医療者率」が、わずかではあるが低くなっている。</p> <p>休職や特別休暇の状況については資料のとおりである。近年、精神疾患が増えている。</p>

委員	質疑又は意見	事務局	回答
大場委員	<p>（臓器提供意思表示シールの取扱いについて）</p> <p>学校現場での職員への渡し方によって違いはあると思うが、まず、どうしてこのようなことを実施することになったのか組合員が理解できていないのではないかと感ずる。</p> <p>取扱いの方法などについて、学校への通知や説明をどのようにされているか伺いたい。</p>	望 月 (資格・給付担当)	<p>事前に各所属所に通知（平成 23 年 5 月 13 日付け公立静岡第 120 号）をさせていただいており、取扱いについてもふれさせていただいている。組合員証等の様式そのものが変わったということであるので、シールは必ず貼っていただくが、意思表示については強制するものではなく、必要に応じて保護シールを貼っていただくということである。</p>
廣田委員 代理	<p>自身の学校でも全体会の場で事務職員から話を聞いたが、何故これを貼るのかについては理解していない所属所も多いのではないかと。文書だけでは理解しづらいと思う。</p>		
寺田会長	<p>所属所によって取扱いが違っている可能性がある。徹底されていない部分もあるようなので、周知の方法を考えたほうがよいと思う。</p>		
山下委員 代理	<p>この取扱いは、すべての保険者が行っているのか。</p>	望 月 (資格・給付担当)	<p>法律改正により、運転免許証や被保険者証に臓器提供の意思表示ができるようになった。共済組合でもこれに合わせて組合員証等の様式変更を行ったものであり、他の保険者でも同様の対応をしているはずである。</p>
寺田会長	<p>組合員への周知徹底について検討願いたい。</p>	事務局長	<p>検討する。</p> <p>（6 月 14 日、シールの取扱いについて、支部ホームページに掲載した（裏面のとおり）。県立学校については SDO においても同様の周知を行った。）</p>
水元委員	<p>（精神疾患への対応について）</p> <p>県立学校の事務職員の精神疾患が増えている印象がある。メンタルヘルスに関する環境整備について、事務職員を含め広く教職員全体を通じて意識し、配慮していく必要があると感じている。教育委員会各課を越えて、情報交換や協議の場が必要だと考えている。</p>	事務局長	<p>校種別にみると、特別支援学校の職員が多い。連携をとりながら進めていきたい。</p>